

美咲町社会福祉協議会理念

1. 基本理念

すべての地域住民が、住み慣れた地域で、
安心して暮らせるようお互いが支えあっていく地域社会を築く

2. 基本方針

- ① 公的な福祉サービスと住民参加の福祉活動との連携による地域福祉の推進
- ② 住民参加・協働による福祉社会の推進
- ③ 地域における利用者本位の福祉サービスの推進
- ④ 地域に根ざした総合的な支援体制の推進
- ⑤ 福祉課題の把握と新たな福祉サービスへの取り組み

3. 行動指針

- 1) 理念・目標を共有し、事業運営に努めます
- 2) 法令を遵守し、社会的規律に則り行動します
- 3) 自らを律し、責任感を持ち、自ら考え行動します
- 4) 職員として、常に心地よい言動に努めます

平成30年度 事業計画（案）

I. 基本方針

少子高齢化の進行や人口減少に伴う過疎化、ライフスタイルの多様化・核家族化等により、地域社会や家庭・家族の様相は大きく変容しています。

さらに、経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等を背景に、地域社会の機能の脆弱化や人と人とのつながりの希薄化が進み、孤立死や自死、引きこもり等の社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得等の生活困窮の問題、虐待や悪質商法、権利侵害の問題など、地域における生活課題は深刻化および潜在化の傾向にあります。

このようなことを背景に、持続可能な社会保障制度に転換を図るため、財源確保及び給付の重点化・効率化を進める一方、子ども・子育て支援の強化や医療・介護サービス保障の強化、貧困・格差対策の強化等、福祉をとり巻く情勢も大きく変化し続けています。

また、2025年問題を見据えた地域包括ケアシステムの構築の推進や改正された介護保険制度にも対応していくこと、生活困窮者自立支援法実施にともない、地域で暮らす一人ひとりに寄り添った支援や地域ネットワークづくり、地域で共に暮らす人たちの支えあい・助けあい、共に生きていくという共生の地域づくり、人づくりが求められています。

こうしたなか、美咲町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を使命とし、「すべての地域住民が、住み慣れた地域で、安心して暮らせるようお互いが支えあっている地域社会を築く」ことを基本理念(活動)の下、一人ひとりを尊重し・個性を活かし、共に生きていくことを大切にした共生の地域づくりに努めています。

この共生の地域づくりには、地域に住む一人ひとりの個性を尊重し、その個性を活かし、共に生きていくパートナーとして地域の福祉力を高め、推進していくことが大切です。

平成30年度は、地域福祉推進事業と介護保険事業との連携を図り、地域住民と医療・保健・福祉・行政等の専門職とネットワークを構築し、一人ひとりを尊重し、その個性を活かし、共に生きていくことを大切にした共生の地域づくりに努めます。

II. 事業実施計画

1. 法人運営事業

- ・理事会、評議員会の開催
 - 役員会(5月、9月、12月、3月 予定)
 - 監事監査会(5月→決算監査、10月→中間監査)
 - 評議員会(6月、9月、12月、3月 予定)
 - 評議員選任・解任委員会(随時)
 - 監査の実施(9月、3月)
 - 「社協・生活支援活動強化方針」の理解と実践に向けて研修
- ・管理者・主任会議の開催
 - 社協理念、社協活動等の理解と実践
 - 事業の進捗状況の確認、調整等の検討
 - 社協の運営状況の共有、その他
- ・財務運営
 - 健全経営に向けた財務管理や計画的・持続的な財源の確保
 - 施設等の適切な維持管理・整備を行い、効率的な運営維持
 - 公費補助及び委託事業の確保
- ・組織運営
 - 包括ケアシステムの構築
 - 業務・労務・人事等管理も含めた組織体制づくり
 - 社協職員としての資質向上をめざした職員の育成
- ・事業進捗検討委員会
 - 地域福祉推進事業ならびに介護保険事業について業績検討会の開催
社協の実施事業について、事業の進捗状況や運営状況について評価ならびに分析を行い、効率的な運営が図れるよう努めます。
- ・第2期地域福祉活動計画の策定
 - 第1期計画の評価を行い、次期5年間の活動計画を策定
- ・地域における公益的な活動への取り組み
 - 町内の社会福祉法人が連携し、それぞれの強みを活かし、制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりに努めます。
 - 既存のサービスでは十分に対応できないことに対する支援等社会貢献活動の推進に努めます。
 - 共に生きていくことを大切にした共生の地域づくりに努めます。

- ・会員制度

- 会員の加入促進

2. 地域福祉事業

2-1 地域福祉活動推進

地域包括ケアシステム構築への取り組み

地域に暮らす一人ひとりを尊重し、個々の生活課題の解決・支援をとおし、地域住民相互の「支えあい・助けあい」の意識の醸成、地域の組織化を図り安心して暮らせる支えあいの地域づくりに取り組みます。

○小地域福祉活動の促進

日常生活圏のなかでの見守り・声掛け活動、地域での福祉活動をとおし、発見された生活課題や困りごとについて話しあい、解決策を見出すための仕組みづくりの促進を図ると共に、その解決に向けての活動が実践されるよう支援します。

また、子どもから高齢者まで地域で暮らす誰もが、身近な場所で、気軽に集い、語り、ふれあい交流できる居場所づくり、生きがいづくりを支援します。

- ・支えあい・助けあいの組織づくりの支援
- ・ふれあいサロン活動の促進・支援
- ・ワンデイカフェ等の開店・活動支援
- ・生活支援サービス事業の促進・支援

○ボランティア活動の推進

地域での生活課題や困りごとを解決し、支えあい・助けあい活動を推進する人材の発掘と育成および組織化の構築を図ります。

また、ボランティア活動の拠点となるボランティアセンター機能の充実を図ります。

① ボランティア活動の情報把握・提供

活動を行っている団体、受入れ団体や活動助成金等の情報把握と情報提供に努めます。

② 啓発、きっかけづくりの支援

ボランティア活動をしたい人を対象にした啓発・体験イベント等の企画・実施、ボランティア活動先等の紹介、コーディネートにも積極的

に取り組んでいきます。

③ 活動する個人・団体への支援と推進基盤の整備

相談・調整・紹介、研修・学習の提供、機材の貸与・提供等を行い、活動を支援します。ボランティア連絡協議会とも連携を図り、ボランティア団体による各分野での活動を支援します。

また、地域住民が、それぞれの得意分野を活かし、相互に連携し支えあい、困ったときには声掛けあい・助けあえるような活動を支援していきます。ボランティア活動に関する様々な情報発信にも積極的に取り組みます。

○災害ボランティアセンター等緊急対応の体制整備

- ・災害等緊急時に対応できるよう、ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。
- ・災害等緊急時に、美咲町等と連携した支援体制が図れるよう努めます。
- ・災害等緊急時に対応できるよう意識の醸成に努めます。

○生活支援体制整備の推進

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進するために、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制づくりを推進します。

- ・「通いの場」等、居場所・出場所づくりの支援
- ・見守り、ちょっとしたお手伝い等のサポートふくしサービスの推進
- ・情報共有や情報交換ならびに地域組織化や地域活動の支援

○福祉教育の推進

地域に暮らす一人ひとりの存在を認め、お互いに支え・寄り添った支援や地域ネットワークづくりや共に生きていく地域づくり・人づくりが求められています。これら共生の地域づくり・人づくりの意識を醸成し、意識の共有を図る研修会・交流会をとおし、一人ひとりの個性を活かし、人と人が連帯することにより、地域の福祉力が向上するように努めます。

○社会福祉大会の開催

「第7回 美咲町社会福祉大会」の開催

子どもから高齢者・障がい者等、誰もが生き生きと暮らすことができる共生の地域づくり＝「共に生きる」・「共に支えあう」意識を共有し、更なる連携強化

を図るとともに、社会福祉の向上にご尽力された方を顕彰し感謝の意を表すための大会を開催します。

また、戸別募金活動、地域募金及びイベント募金等にご尽力いただく方々にも参加していただき、共同募金運動協力への感謝と10月から始まる運動を地域住民に広く周知するよう努めます。

美咲町内の就労施設等の物品販売ブースを設け、就労施設で働いている方々の労働意欲・活動意欲の向上ならびに社会参加支援を積極的に進めます。

- ・開催 平成30年10月7日(日)(予定)
- ・時間 13:00～15:30(予定)
- ・場所 旭町民センター(予定)
- ・内容 表彰・感謝等の式典
- ・共同募金活動、配分事業等の情報提供
- ・福祉講演会 テーマ「一人ひとりの個性が輝く 共生の地域」(仮題)
- ・講師 小国 士郎(予定)

住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支えあいの地域づくりを推進する活動を財源面から支援する美咲町共同募金委員会の事業に積極的に取り組みます。

また、配分助成事業についても、公募・事業の審査・決定等に関する情報の開示にも努め、集められた募金の使われ方の「見える化」にも努めます。

1) 募金活動

運動期間 10月1日～12月31日

目標額	一般募金	2,600千円
	歳末たすけあい募金	1,500千円

2) 配分事業

「じぶんの町を良くするしくみ」づくりのため、地域に根ざした、地域福祉活動の財源として有効な配分に努めます。

配分額	一般募金	1,480千円
	歳末たすけあい募金	1,720千円

○社協会員の加入促進

住民主体の福祉活動を推進していくため、「共助力」・「近所力」を高め、共

に支え、共に助けあう地域づくり・人づくりを築くために、社協会員を募ります。美咲町で暮らす方、働いている方など全ての方々に賛同していただき、社協会員を増やすよう努めます。

2-2 生活支援・福祉総合相談の推進

少子・高齢化の進行や働き方等の生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法、権利侵害の問題など、地域における生活課題は深刻化しています。こうした今日的な生活課題を受け止め、その解決に向けて取り組んでいきます。

○福祉総合相談事業の強化

地域から寄せられる様々な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につながる支援や仕組みづくりに努めます。

併せて、心配ごと相談・行政相談・人権相談等の合同相談所を開設し生活支援に取り組んでいきます。

○地域包括支援センター事業の運営

高齢者が、その人の個性を活かし、尊厳ある生活を住み慣れた地域・家庭で続けられるよう、心身の健康の保持および生活の安定のため支援します。

また、地域の課題・問題に対し、地域を支えている様々な団体、専門機関・行政等と連携し、安心して暮らしていける地域づくりに取り組みます。

○権利擁護センター事業の運営

地域社会における不平等や差別、虐待等をなくし、高齢や障害・疾病等のため身体能力や意思判断能力等が不十分であっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう成年後見の利用に係る相談および支援、権利擁護に関する相談・支援に努めます。

○生活困窮者自立支援の推進

経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題等、誰もが生活困窮に陥る可能性がある不確実な社会のなか、生活の問題を抱えている人に対して、問題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るよう支援します。

○日常生活自立支援事業の促進

福祉サービスに関する情報提供、助言、手続きの援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行い、自立した日常生活が送れるよう支援します。

○生活福祉資金等貸付事業の推進

i) 美咲町社会福祉協議会福祉資金貸付事業（美咲町社協が実施する制度）

生活困窮者を対象に、一時的な貸付を必要とする場合に生活費等の貸付を行い福祉の向上に努めます。

貸付金額—3万円以内 貸付期間—6ヶ月以内

ii) 生活福祉資金貸付事業（県社協が実施する国の制度）

低所得者・障がい者・高齢者等に対し、生活福祉資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その自立を支援することを目的とする制度の適切な運用に努めます。

iii) 生活困窮者や社会的孤立などによる生活課題を地域の課題として、一人ひとりに寄り添い、一人ひとりがその人らしく自立し、生き活きと暮らすことができるよう美咲町社会福祉事務所と連携し支援します。

○障害者差別解消法への対応

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものは見直し、合理的配慮を行い、一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きていく地域づくりに努めます。

○障害者優先調達推進法への対応

障害者就労施設等が供給する物品等の調達・購入の推進に努め、障害者就労施設に就労する障害者、在宅就業障害者の自立ならびに就業の機会を保障、促進を図ります。

3. 介護保険事業

3-1 在宅福祉サービス事業の推進

・通所介護事業（デイサービス事業）

要介護状態にある人が、出来る限り住み慣れた地域・我が家において、安心して日常生活を過ごすことが出来るよう、介護保険法による通所介護事業を実施します。

また、介護保険の対象にならない高齢者の介護予防・生きがい健康づくりを

推進します。

1) 実施事業所

- ・美咲町中央ふれあいセンター
- ・美咲町柵原デイサービスセンター かしのき荘
- ・美咲町福祉の里 あさひが丘

2) 実施事業の概要

- ・美咲町中央ふれあいセンター
利用定員 40名
営業日 毎週月曜日～土曜日(但し、12月29日～1月3日を除く)
営業時間 午前9時～午後5時
利用者見込み(年間) 11,300件
- ・美咲町柵原デイサービスセンター かしのき荘
利用定員 25名
営業日 毎週月曜日～土曜日(但し、12月29日～1月3日を除く)
営業時間 午前9時～午後5時
利用者見込み(年間) 7,200件
- ・美咲町福祉の里 あさひが丘
利用定員 25名
営業日 毎週月曜日～土曜日(但し、12月29日～1月3日を除く)
営業時間 午前9時～午後5時
利用者見込み(年間) 6,500件

《平成30年度 重点目標》

- ① 利用定員及び利用者実績に則し、運営上の「ムダ・ムリ・ムラ」の改善に努め、より効果的・能率的な事業推進を図ります。
- ② 法令を遵守し、利用者から信頼され、適切なサービス提供に努めます。

・訪問介護事業(ホームヘルプサービス事業)

要介護状態にある人が、出来る限り住み慣れた地域・我が家において、安心して日常生活を過ごすことが出来るよう、介護保険法による訪問介護事業を実施します。

また、介護保険の対象にならない高齢者の日常生活を支援していくため、美咲町からの受託事業として「生活管理指導事業」を実施します。

さらに、障害者総合支援事業に拠り、障がい者の訪問介護サービス事業にも取り組み、障がい者の日常生活の支援にも努めます。

1) 実施事業所

- ・ヘルパーステーション美咲

2) 実施事業の概要

営業日 毎週月曜日～金曜日（但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く）

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

サービス提供 月曜日～日曜日 午前8時～午後6時30分

利用者見込み（年間）

介護保険（介護給付・予防給付）	14,500件
生活管理指導事業	95件
障害者総合支援事業	1,260件

《平成30年度 重点目標》

- ① 事業運営上の「ムダ・ムリ・ムラ」の改善に努め、より効果的・能率的な事業推進を図ります。
- ② 法令を遵守し、利用者から信頼され、適切なサービス提供に努めます。

・ 居宅介護支援事業

介護保険による在宅サービスが適切に利用でき、在宅での生活を支援していくため、この事業に積極的に取り組みます。

また、介護保険サービスに留まらず、地域で展開されている見守り、声掛けその他福祉活動なども合わせて、利用者の在宅生活の質を高めていくよう努めます。

1) 実施事業所

- ・美咲町中央居宅介護支援事業所
- ・美咲町柵原居宅介護支援事業所
- ・美咲町旭居宅介護支援事業所

2) 実施事業の概要

- ・美咲町中央居宅介護支援事業所

営業日 毎週月曜日～金曜日(但し、国民の祝日及び12月29日～
1月3日を除く)

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

利用者見込み(年間)

居宅介護	1, 550件
訪問調査	300件
介護予防	100件

・美咲町柵原居宅介護支援事業所

営業日 毎週月曜日～金曜日(但し、国民の祝日及び12月29日～
1月3日を除く)

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

利用者見込み(年間)

居宅介護	1, 320件
訪問調査	210件
介護予防	20件

・美咲町旭居宅介護支援事業所

営業日 毎週月曜日～金曜日(但し、国民の祝日及び12月29日～
1月3日を除く)

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

利用者見込み(年間)

居宅介護	850件
訪問調査	130件
介護予防	140件

《平成30年度 重点目標》

- ① 事業運営上の「ムダ・ムリ・ムラ」の改善に努め、より効果的・能率的な事業推進を図ります。
- ② 法令を遵守し、利用者から信頼され、適切なサービス提供に努めます。

・指定介護支援事業

予防給付対象者となる要支援者等が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に

基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう。関係機関との連絡調整を図ります。

介護予防等 1,630件

・地域密着型特別養護老人ホーム事業

住み慣れた地域で、可能な限り安心して日常生活が送れるよう、地域密着型特別養護老人ホームの運営に積極的に取り組みます。

1) 実施事業所

・地域密着型特別養護老人ホーム あさひが丘

2) 実施事業の概要

入所定員	長期入所利用定員	25名
	短期入所利用定員	4名

・利用者数見込数(年間)

長期入所利用者	8,800人
短期入所利用者	1,600人

《平成30年度 重点目標》

① 地域との連携

住み慣れた地域との関係を大切にし、地域住民との交流・ふれあいの場を設けるよう努めます。

また、地域交流を深めるため、ボランティア団体、ボランティア活動等も積極的に受け入れ、地域交流に努めます。

② 事業運営上の「ムダ・ムリ・ムラ」の改善に努め、より効果的・能率的な事業推進を図ります。

③ 法令を遵守し、利用者から信頼され、適切なサービス提供に努めます。